

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は次のとおりです。

対象となる方

- 令和5年の合計所得金額が1,805万円以下(収入が給与のみの場合、給与収入2,000万円以下)の住民税が課税される方(住民税が均等割のみ課税の方は除きます。)
- 国内居住者の方

減税額

- 本人と生計を一にする配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
※ 配偶者及び扶養親族の判定は、原則、令和5年12月31日の現況で判断されます。

【対象となる配偶者】

- ・ 令和5年の合計所得金額が48万円以下(収入が給与のみの場合、給与収入が103万円以下)の方
※ 本人の令和5年の合計所得金額が1,000万円超(収入が給与のみの場合、給与収入が1,195万円超)の方の配偶者の場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

【対象となる扶養親族】

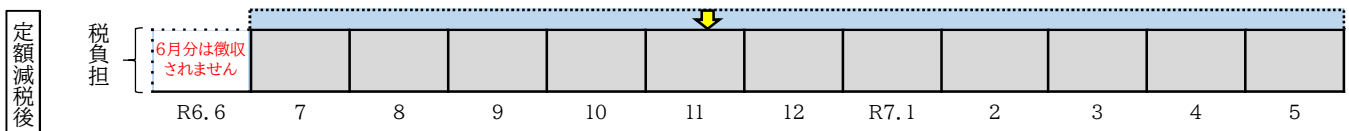
- ・ 令和5年の合計所得金額が48万円以下(収入が給与のみの場合、給与収入が103万円以下)の方

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得者の方(給与所得に係る特別徴収)

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税で控除された税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収されます。



② 事業所得者等の方(普通徴収)

- 第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 年金所得者の方(公的年金等に係る所得に係る特別徴収)

- 令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



減税額の確認方法

減税額については、特別徴収税額通知書又は納税通知書の決定明細書に記載がありますので、ご確認ください。

〈記載例〉

令和 年度 給与所得等に係る市・民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)				課税標準		課税所得		税額		納付額	
給与収入 (所得金額控除前)		主たる給与 以外の合算 所得区分		山林所得		山林所得		税額控除額⑤		6月分	
その他の所得計		所得区分		分離短期譲渡		分離短期譲渡		所得割額⑥		7月分	
		総所得金額①		分離長期譲渡		分離長期譲渡		均等割額⑦		8月分	
		※総所得金額は繰越損失前の金額です。		株式等の譲渡		株式等の譲渡		税額控除額⑤		9月分	
雑損		障害・寡・ひ・勤		先物取引		先物取引		所得割額⑥		10月分	
医療費		配偶者特別		上場株式等の配当等		上場株式等の配当等		均等割額⑦		11月分	
社会保険料		扶養		標		標		森林環境税額⑧		12月分	
小規模企業共済		基礎		控		控		特別徴収税額⑨		1月分	
生命保険料		所得控除合計②		準		準		控除不足額⑩		2月分	
地震保険料				額		額		控除不足額⑩		3月分	
(摘要)				額		額		既納付額⑪		4月分	
定額減税35,000円 (未控除分: 5,000円)。				額		額		差引納付額⑨-⑩-⑪		5月分	
				額		額		変更前税額⑬			
				額		額		増減額⑨-⑬		変更月	月

令和6年度 市・民税・森林環境税 決定明細書(1) 大府市

通知書番号		台帳番号	
所得金額 (円)		控除金額 (円)	
総所得金額		所得控除金額合計	
税 山林・先物取引に係る所得金額			
調 整 控 除 額			
配 当 控 除 額			
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額			
寄 附 金 税 額 控 除 額 ・ 外 国 税 額 控 除 額			
配 当 割 額 控 除 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額			
所 得 割 額 (計) ①			

※地方税法上、総所得金額には、分離課税分の譲渡所得金額等は含まれません。また、総所得金額は繰越損失前の金額を表示しています。

定額減税35,000円 (未控除分: 5,000円)。

○ 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など全ての控除が行われた後の税額から減税されます。

調整給付(定額減税しきれないと見込まれる方への給付金)

○ 令和6年分の所得税・令和6年度分個人住民税で、未控除分がある方(定額減税しきれないと見込まれる方)については、未控除額に応じて給付する調整給付を実施します。

【調整給付額の算出方法】

① 所得税未控除分

+

② 個人住民税未控除分

=

調整給付額
(1万円単位で「切り上げ」)

○ 調整給付(定額減税しきれないと見込まれる方への給付金)の対象となる方へ、6月下旬から郵送でお知らせいたします。

給付金の詳細は、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)



その他

所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)

